金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表 (案)

改正案	現行
Ⅳ.監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)	Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)
Ⅳ-5 指定親会社グループについて	Ⅳ-5 指定親会社グループについて
Ⅳ-5-3 自己資本の充実	Ⅳ-5-3 自己資本の充実
IV-5-3-2 最終指定親会社における連結自己資本規制比率 の正確性	IV-5-3-2 最終指定親会社における連結自己資本規制比率 の正確性
Ⅳ-5-3-2-2 リスクアセットの計算方法	Ⅳ-5-3-2-2 リスクアセットの計算方法
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
(5) 不良債権証券化エクスポージャーに係る資本賦課について	_(新設)_
<u>、規制裁定行為に当たる取扱いが行われていないか。</u>	
特に最終指定親会社告示第 245 条の 4 第 2 項について、同	
項に掲げる要件の全てに該当する場合であっても、不良債権	
以外の債権に対するリスクアセットの削減を目的とする場合	
<u>には、同項に定めるリスク・ウェイトの適用を認めない。</u>	